

## 社会保障制度改革国民会議運営規則（案）

## （趣旨）

第 1 条 社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）の議事の手続その他国民会議の運営に関し必要な事項は、社会保障制度改革推進法（平成 24 年法律第 64 号）及び社会保障制度改革国民会議令（平成 24 年政令第 224 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## （国民会議の招集）

第 2 条 国民会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。

## （会議の議事）

第 3 条 会長は、国民会議の議長となり、議事を整理する。

## （意見の聴取）

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、国民会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## （会議の公開）

第 5 条 国民会議の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

## （議事録）

第 6 条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

4 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

## （雑則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、国民会議の議事の手続その他国民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。